

平成 20 年度
国営事業等再評価第三者委員会
(第 1 回)

平成 20 年 5 月 20 日

農林水産省関東農政局

平成20年度関東農政局国営土地改良事業等再評価第三者委員会（第1回）議事録

－ 国営かんがい排水事業〔北総中央地区〕 －

1. 日 時

平成20年5月20日（火） 10:50～17:00

2. 場 所

北総中央地区現地（千葉県富里市、八街市）

北総中央農業水利事業所 会議室（千葉県八街市）

3. 出席者

別紙のとおり

4. 行 程

（1）現地調査 10:50～15:00

①富里揚水機場（富里市）施設の概要

②猪ノ頭第1揚水機場（富里市）地域用水の概要

③12号調整水槽（八街市）試験ほ場の概要、営農状況

（2）第三者委員会 15:15～17:00

5. 第三者委員会議事内容

事務局： 皆さん大変お疲れさまでございました。朝の雨と風、どうなることかと思いましたが、天気が晴れて良かったと思います。現場の方もまた、国営事業所からのスムーズな案内のもとで予定どおり会場入り出来ました。ありがとうございます。

それでは只今から、平成20年度国営事業等再評価第1回第三者委員会を開催させていただきます。本日の進行役をさせていただきます農政局の事業調整室で担当しています佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、関東農政局国営事業等管理委員会委員長であります廣瀬整備部長よりご挨拶をさせていただきます。

整備部長： どうも現地調査、お疲れさまでございます。本年度第1回の第三者委員会、嵐の中を八街市までお越しいただきまして、大変ありがとうございます。

委員の皆様方、国営事業の再評価ということで5年ごとにやっております。このシステムはご存じかと思しますので、省略させていただきますが、本地区、昭和63年度

に着工で、前回、平成 15 年度に同じように再評価をお願いし、今回は 3 回目になります。前回の再評価は従来の地域用水の機能を取り入れる前の段階でお願いをしていましたが、今日見ていただきましたように防火用水等を計画の中に取り入れるという計画変更を進めまして、平成 18 年度に変更手続が完了しました。

委員会の皆様方から、ご忌憚のないご意見を賜り、私どもの運営に役立てていきたいというふうに考えております。よろしくお願い致します。

事務局： 本日、皆様、朝からご同行いただきまして、名刺等の交換が進んでおりますけれども、改めて出席者の皆様の紹介をさせていただきたいと思っております。

平成 20 年度に関東農政局より委員の委嘱をお願いしております、経済学のご専門でお願いしております、東京農大国際食料情報学部の准教授であります、北田紀久雄先生です。

続きまして、生態学という観点で委員をお願いしております、平成 15 年度の両総地区並びに北総中央地区再評価の委員に引き続きお願いしております、自然環境研究センターの斉藤秀生先生です。

それから、農業工学のご専門ということで、筑波大学の教授であります、佐藤政良先生です。

NPO 法人水のフォーラムにおいてご活躍をされており、平成 15 年度の北総中央地区並びに両総地区の再評価委員を勤められ、引き続きお願いをしております藤原梯子先生です。

地域づくりの観点で委員をお願いしております川口都市設計事務所で専務をなされています、川口良子先生です。

なお、本日ご都合が合わず出席されていませんが、農業工学のご専門で、東京農工大農学府国際環境農学専攻の准教授であります、向後雄二先生にもお願いしておりますのでご紹介させていただきます。

次に、国の関係でございますけれども、先ほどご挨拶しました国営事業等管理委員会委員長であります整備部長の廣瀬でございます。

続いて、農政局で本地区を担当しております水利整備課長の三木でございます。

土地改良管理課長の松尾でございます。

事業計画課長の太田でございます。

同じく事業計画課補佐の太田でございます。

それから国営事業所の現場の方ですけど、所長の稲森でございます。

それから、工事第 1 課長の石崎でございます。

事務局でございますけど、私佐藤と林でございます。

それでは議事に移らせていただきます。関東農政局事業管理委員会「第三者委員会設置要領」第 3 の 2 に基づきまして、「委員長は委員の互選により選出」とされておりまして、この件につきましては事前に各委員の方に事務局から相談しましたところ、事務局一任ということでお伺いしておりますので、佐藤委員に委員長をお願いしたいということで考えておりますが、皆様のご意見如何でしょうか。

(異議なし)

異議はないということでございますので、ご賛同いただきましたということで、佐藤委員に委員長をお願いしたいと思います。佐藤委員長、申し訳ありませんが、席を委員長席の方に移動をお願いします。

それでは以降の議事の進行につきましては、佐藤委員長にお願い致します。

佐藤委員長： 委員長ということですので、その責務を果たしたいと思っております。それでは、議事次第に従いまして、議事を進めたいと思っております。まず、二番目の「第三者委員会に関する情報公開」についてということですが、事務局より提案をお願いします。

事務局： 「情報公開について」というペーパーの右の方の備考の欄を見ていただきますと

上から4段目の「第三委員会の傍聴」の行には「基本的には第三者委員会の判断によるものであり、各局ごとに対応方針を決定」ということ、それからその二段下の「第三者委員会議事録」の行には「発言者名の記入の有無については、第三者委員会の判断」ということが書かれており、公開は第三者委員の判断になってございます。

まず、第三者委員会の運営につきましては、最近の情報公開を踏まえた動きから、透明性をより一層確保するため、次の事項につきまして第三者委員会として審議をお願いしたいと思います。

一つには、第三者委員会の傍聴の可否ということでございます。このことについて、検討いただくわけですが、参考までに去年の取り扱いについて、ご説明させていただきます。

事業の再評価につきましては、事業実施の妥当性について総合的かつ客観的に評価し、事業の継続、事業の変更または休止の方針の決定を行うものであり、仮にその傍聴を認めた場合、公平中立かつ自由な審議の確保が困難となるおそれがあるとの理由により、平成14年度から平成17年度に実施した第三者委員会では傍聴は不可とする形で実施しました。

しかしながら、近年においてはさらなる透明性の確保から農林水産省関係再評価におきましては、全国的にも傍聴可能との動きになってきているところでございまして、昨年度から関東農政局の第三者委員会におきましても一般傍聴可能として運営をしてきました。事務局と致しましては、昨年度と同様に、全国的な動きに合わせまして、当委員会においても傍聴可能な方向でご提案申し上げたいと思います。今年度の取り扱いについて、検討していただければと思います。

2点目は、第三者委員会の議事録に発言者名を明記するかについてでございます。これまでの第三者委員会の議事内容については、名前を伏せた形の議事録の概要のみを公表してきたところですが、一昨年より透明性の一層の確保という観点から全国的に議事録についてもプレスリリース及びインターネットで公表することにしております。

この議事録に名前を明記するかについては、透明性をより一層確保するためには発言者名の明記が必要であるという意見と、一方で、発言者名を明記した場合、先ほど説明しましたように、公平中立かつ自由な審議の確保が困難となる恐れがあるという意見の2つ意見があるわけですが、事務局と致しましては、本年度におきましても昨年度と同様に、公表の形でご提案したいと思います。本年度における、本委員会での取り扱いについて議論していただきたいと思います。

いずれにせよ、議事録を公表する場合には、事務局で議事録を作成いたしまして、各委員の先生に対して内容の確認を行わせていただき、了解を得た上で公表する方向で考えております。また、内容の確認の際は、各委員の発言箇所がわかるように発言者の名前をつけて確認を行わせてもらいます。

以上の2点について関東農政局の第三者委員会としてどうすべきかということについて第三者委員会の先生方でご議論いただき、方向を示していただければと考えております。以上でございます。

佐藤委員長： どうもありがとうございました。情報公開につきましては2点あって、一つは傍聴を認めるかどうか、もう一つは、議事録を公開するわけですが、そのときに個々の発言をどの委員の発言であるかということが分かるような形で公開するかどうかということです。それにつきまして、何かご意見などよろしく願います。事務局からは傍聴は可、そして議事録につきましても個人名がわかるような形で、ただし、内容については公表前に委員に確認するということですが、如何でしょうか。

藤原委員： 結構ですけど。

佐藤委員長：ではそういうことで、事務局の提案どおりということに致します。
続きましてそれでは三番目の議題ですけれども、これがメインになります。北総中央地区再評価（案）についてということで、農政局の三木水利整備課長から説明お願い致します。

水利整備課長：再評価資料について説明

（討論）

佐藤委員長：どうもありがとうございました。

まず、確認ですけれども、今の評価手法の件、表形式版が一応評価の原案として出ていて、これに対して我々第三者委員会が評価するという立場ということですのでよろしいですね。

あと、もう一つですが、そうしますと評価の委員会というのは、部長を委員長とする委員会があるのでしょうか。

整備部長：行政側の委員会があります。

佐藤委員長：行政側の委員会があつて、それが表形式版を作つたと、こういうわけですね。

水利整備課長：表形式版の案を作つたということです。

佐藤委員長：「案」を作つたんですか。

水利整備課長：これはまだオーソライズされていない、案でございます。

佐藤委員長：我々の意見を受けて、最終的にオーソライズするんですか。何か討論を経てきたものを我々が評価するのか、我々の意見を聞きながら最終的に評価表を作るのか、ちょっとその関係を教えていただけませんか。

水利整備課長：ちょっと今の説明、正確性を欠いていますので、事務局の方から。

事務局：こちらの表形式版は局内委員会でつくりまして、これを基に関係市町村に意見聴取をして記入します。それを基に、また農政局内で評価項目の取りまとめを記入し、農政局内の委員会で審議を経まして、第三者委員会に諮り、最終的に第三者委員会の答申という形でご意見をいただく。その答申結果をもとに、また局内の事業管理委員会で事業の実施方針（案）を決めるという形です。

整備部長：表形式版は、行政側の事業管理委員会のものになる。ただ、そこに書いてある言葉につきましては、意見をいただくことになります。

佐藤委員長：といいますのは、ちょっと気になったのは、評価項目というところに、例えば「事業コスト縮減等の可能性」というふうになっていて、「図ることとしている」と書いて事実関係だけ提示されてあるものですから、まだ、最終的に事業全体について事業管理委員会での評価が下っていないんですね。その確認です。

整備部長：ここまではその通りです。そういう意味の行政側の評価、こういうふうになってきてこうである、こういうふうにしたいというのは、3枚目のブランクにしております「評価項目のまとめ」というところです。

佐藤委員長：わかりました。

整備部長： 「評価項目のまとめ」は関係団体の意見を貰ってから書くことになっております。

佐藤委員長： そうすると、我々第三者委員会の立場としては、本来はその「評価項目のまとめ」を見て、それを評価するという。

整備部長： そうなります。

佐藤委員長： 厳密に言えば。

事務局： 第3回の委員会でここまで埋めて提示しますので、そこから答申案に向けた検討を第3回委員会でしていただくという形になります。

斉藤委員： 例えばこの段階では一応事実関係を示した資料、この図ですね、表形式版の1ページ、2ページにまとめてありますけれども、我々がこちらの細かい説明資料を見ると、この表現は一般の人が見たときに誤解を招くとか、例えば数値にもう少し細かいものを入れた方がいいとかいうことがあれば、今言えば、次回までにはこの事実関係の整理も少し増えた資料に修正していただけるということでしょう。

佐藤委員長： わかりました。そういう立場にあるということですね。あともう一つは、これは現時点では、この間行われた計画変更の後、初めて行われる第三者委員会ということで、それを前提にした資料構成ということになるのかなと思います。よろしいですね。

基本的には第三者委員会というのは5年ごとにこの評価をやっているわけで、基本的にはこの間いろいろな周辺の事情の変化等があったときに、5年間やってきたことが妥当であるかどうかということについて判断する、それがメインだということですよ。よろしいでしょうか。

では、そういうことで進めたいと思いますそれでは各委員からご意見等をお願いしたいと思います。今日、現地を見られた印象でも結構です。

斉藤委員： 「費用対効果分析の結果」この1枚紙でついているものですが、
「農業外効果」というのに「公共施設の保全効果」というのがあって、「パイプラインを道路下に埋設したことによって既存道路の機能が維持された」とありますけれども、これは多分一般の人というか、既存道路というのは使われているのが当たり前であって、当たりのことを、使われるようにしたということに対して、費用対評価効果分析をするときはプラス効果として挙げていますよね。

例えば、そんなことはないでしょうけれども、水路を埋設すると埋設部分の道路は基本的には必ず潰れるということが前提であれば、水路敷きが道路として使えるようにしたというのはプラスですけれども、本来既存道路というのは使われるものであって、その下に埋めるというのは、分かりにくいように思いますが、一般の人はこれをプラス効果に挙げるのでしょうか。

藤原委員： 管が入ったことで道路が強くなったということですか？

事業計画課長補佐： 強くなったというか、道路にも耐用年数とかがございますよね。それで、本事業でパイプを埋めたことによって、埋設部分の道路が再整備され、その耐用年数が延び機能が更新された、そのような効果を算定しています。

路面についても、今日も通ってきた道路ですが、路面の耐用年数は一般的には10年で、10年おきに修繕されるということで維持管理費を算定しているんですが、今回の事業によって路面を再舗装しますので、その分の1回分の維持管理費が軽減されたことになり、その部分を評価させていただいているということでご

います。

齊藤委員： この説明資料自体は公表されるかどうかちょっと分かりませんが、「機能維持」という4文字だと、今言った説明は読み取れないです。今聞いて私は分かりましたけれども。

佐藤委員長： そうですね、機能維持という表現が分かりにくいですね。ただ今のは古い道路の下に埋めるということで、上を立派にしたと。

藤原委員： 何回もやるうちの1回は当事業が役立ったということ？

佐藤委員長： でも、それは7年経ったところでやっているかもしれないので、それは色々レベルがあるわけけれども。ただ、やったばかりの場所をもう一回掘り起こしてやったら、それは効果無しということになります。5年前にやった所でやったら、5年分の効果があるという話です。それを機能維持と表現することが適切かどうかという疑問が指摘された。それは後で。

如何でしょうか。この費用対効果分析については、北田先生がご専門ですけれども。

北田委員： 以前ちょっと3月ぐらいに、教えていただいたんですが、何年前から多面的機能的なものを評価し始めたのでしょうか。それから環境評価のところではCVMとか、そういう手法で「なかりせば」で効果を保持すること、計測してみるよりかなり大きく実際は変わったんですね。その辺を反映したことによってどういうふうにその効果が影響を受けたのでしょうか。特に影響を受けることは無いのでしょうか。

事業計画課長： 平成19年度から新しい効果算定方式を使うこととなりましたが、当該地区については、平成18年度に変更計画が確定し、この際には、従来の効果算定方式で算定しています。それを単価の時点修正等を行い、今回の評価資料として出していただいています。

北田委員： だから、先ほど現時点に時点修正した旨のご説明があったんですね。

事業計画課長： 18年度に変更計画が確定した際の効果算定方法で、現時点の数値を更新して見直してみました。

北田委員： 「社会経済情勢の変化」のところで、関係7市のデータ、全ての動向を見ていただくと受益地の把握という観点からすれば、やや広域になっています。ここについては少し、受益地について把握する必要は無いのかなという気がしたんです。今日、農家の方に色々お話を聞いて、それなりに見た限りでは耕作放棄地は無く、比較的意欲的に耕作されている。逆に中に入ると耕作放棄地も見られるかと思いますが、それなりのこの地域の比較する平均レベルみたいなもの、そのあたりを記述できないでしょうか。こういう用水の効果は、実際には未だ整備中でして、ほとんど試験的な畑地かんがいですから、現実味はないんですけども、その受益地において、計画どおりの営農がされているのか、平均的なもので良い話でしょうが、そこら辺は把握しなくて良いのでしょうか。

事業計画課長： 従来、通常ですと、営農計画、土地利用計画と申しますが、地域の方々の関係者、例えば改良区の方とかJAとか、市町村、行政とか、そういう方々が集まって、営農の検討委員会をつくり、その地域の土地利用計画を色々検討しています。ただ、その土地利用計画を検討するに当たっても、各市町村には、農業振興のためのマスタープランみたいなものがございまして、それから逸脱することはできないのでございまして、やっぱりその地域のそういう振興計画をベースに土地利用計画を作成するこ

とにより、これが効果算定に反映されます。

北田委員： その場合、そういう各市町村の振興計画の中には、このいわゆる用水路機能の利用みたいなものとかが、それぞれ入っているんですか。その市町村は、かなりそこら辺をうまく位置付けているはず。じゃないと、受益者は、その辺をどういうふうにご利用していくのか。現在どういうふう組織化して、土地改良区なり運営の組織なり生産組合を展開していくのかなというのが、ちょっと気にはなるので。そこら辺はどういうふうに、現実を踏まえて、この計画に位置付けられているものか、ちょっと気になったものですから。

佐藤委員長： 具体的には、ここの「社会経済情勢の変化」というところに、例えば農業就業人口が平成7年から平成17年にかけて6,000人減少しているというような数値がありますけれども、これは関連の市町村の値ですよ。そういうことはそういうことで、意義のある情報だけでも、この受益地に限った様子というのは何かもう少し生き生きと書けないでしょうか。

事業計画課長補佐： この受益地を特定した統計と同じような情報というのは、中々入手が難しく、ちょっとセンサスに頼るほかない状況です。

北田委員： 八街と富里ぐらいで出せば、少しは実態に近くなるんですかね。ちょっと分かりませんけれども。

斉藤委員： 八街と富里だけに限ってやってみたときに、ちょっと変化があり得ると。八街と富里が一番面積が大きいですね、他の所に比べて。

佐藤委員長： ついでに言いますと、この事業概要の一番初めのところに「千葉市ほか」と書かなければいけないものですか。

事業計画課長補佐： 県勢順で書かれているので、そうなってしまいますが。

整備部長： 頭に千葉市が来て関係市町村になっているので、これはいわゆる県勢順といいますか、市町村の名前の呼び方によるわけです。

佐藤委員長： それに従わなければいけないという理由はないですね。この事業がどういう事業であるかというのをはっきりと示すほうがいいと思うんです。

斉藤委員： 八街、富里ほかだったら。

藤原委員： 千葉市といたってほとんど受益地がないんでしょう？

佐藤委員長： もしかしたら、何かの事情で落ちちゃうかもしれないというような地域を一番初めに出しているのかというようなことをちょっと。そういう表現の訂正はできないかと。

整備部長： これは事業計画書にこう書いてあってそのまま転記するきまりになっているんですね。法手続を経た事業計画表の記述をそのまま転記するという決まりになっているので、そういった記載になります。

斉藤委員： ちなみに、細かい事ですけども、今のところの総事業費の所ところの括弧も、これは「H20」となっている。ここだけ「H」で、あとは全部「平成」なんです。

事業所： 「平成」で直します。

佐藤委員長： 今、北田先生からありました、この評価書の中に、全体ではなくてこの地域の性格を的確に表現するような、状況が分かるような受益地に特化した表現がここに盛りこめないかと、そういう点は検討課題になりますね。

川口委員： 誠に初歩的な質問ですけれども、事業概要の内容は取水口や揚水機場の箇所数等で表現されていますが、進捗状況については、調整水槽の基数が入っています。これは事業の中でいうどこに入りますか。事業内容は揚水機場等の内容になっているのですが、評価のところにおいて調整水槽というのが入っているものですから、これはどの部分にあって、進捗率が 66.8%もあるのに、なぜ給水源となる調整水槽は 21 箇所のうちの 4 箇所なのかなと、文面を読んだときに素朴な疑問が湧くのですが、このあたりはどういう関係になっているのでしょうか。

事業所： 進捗率は事業費ベースと書いておりますので、見ていただきますと分かりますように、504 億円に対して 19 年度まででどこまで進んでいるかということを示しています。ただ、それでは、この事業がどういう状況にあるかが分かりづらい。そこでその次に文言であるように「幹線用水路までは水が来ております。これから先は個別の受益地に向かって水を送ります。そのために必要水量、送水量を調整する調整水槽がありますので、ここまできていけばもうすぐに水が持っていけます。」という状況になっているわけですから、こここのところの進捗状況を言葉で表現したということでございます。

調整水槽は、水路系統などでいいますと、基本的には支線用水路の末端部に位置している。結局、調整水槽から末端用水路に繋がっていますので、そういう位置になっています。事業費率だけで書いてもよいのですが、水路系もこれからは効果発現の段階にさしかかっておりますということをつかっていたかたくて書きました。

川口委員： 素人の人間が読んだときには、要は事業効果が唱えるような、末端用水施設の給水源となる調整水槽とか、もう少し分かりやすい表現が無いのかなと、素朴な思いとしてあります。ましてやいろいろな資料の中で、こういった言葉が出てこない中身になりますので、読まれることを前提にする資料ならば、その辺を少し対外的な分かりやすさを意識して書かれた方がよいのではないのかなというのを感じました。

もう一つ、併せてよろしいでしょうか。

関連事業の進捗状況において、事業計画の中身は地域用水機能の維持・増進に関する内容で、途中で計画変更がなされたということでお話がありますが、進捗ですとか効果においては、その記載がどこかに入っていましたでしょうか。現実には防火用水なんかを見せていただいたのですけれども、幸い火事が起きていないわけだから、使わなくて済んでいるということは、非常に良いことなのですが、基本的には地域の安全に対する、要は住民の人の安心感が高まっているとか、そういうことを表現できるものがあると良いと思います。

地域用水機能の維持に関連して、変更後の事業額は随分上がっていますよね、結果的に見ると、当初計画から変更後の現計画では、それを、誰がやるかが変わっただけだとは思いますが、そういうところの記載がある方が分かりやすいのではないのかなというところがあります。どう表現したらいいのかは現場を見せていただいても非常に難しいということが分かりますけれども、何かいい知恵がないのでしょうか。

水利整備課長： それは国営事業による末端用水路の進捗状況がどこに書いてあるのかというお尋ねですか。

川口委員： そうですね、関連事業の進捗状況の中で、「畑かん効果の啓発普及に加えて・・・畑かん事業の参加意欲を高めながら」ということで、あくまで内容がそれに一貫していますよね。

水利整備課長： 関連事業では、地域用水機能のある末端用水路はやらないわけです。国営の地域用水機能のある末端用水路の進捗状況というのは、6ページの冒頭を読んでもいただければ伺えるんですが、第1パラグラフの、「今後の施設の整備方針」のところにあるように、「今後は、残された支線用水路と調整水槽を整備するとともに、新たに末端用水路に着手する」ということでございます。

川口委員： 表に出るのは表形式版ですね。

水利整備課長： 説明資料の方に入っているんですね。

川口委員： 説明資料の方は、説明もきっちりとしていただいているので、お話を伺っているとわかりました。ただ、表に出るのは表形式版だということになったときに、説明資料の内容で述べられてきちんと位置付けされているものが、外に出て行く資料の中においては、地域用水の機能を維持更新・上昇させたというものに対しての表現がないものですから、うまく入れられないのかなというのを感じたということです。評価されていないということではないと分かっているんですけども、あくまで表形式版のところに反映されていないようにちょっと感じました。

事業所： 今のところですが、事業概要のところでは地域用水機能を取り込んだ経緯と併せて地域用水機能をベースとする事業に移行したというのが書いてあるわけですが、実際には今年度から末端用水路に手をつけるという状況でございますので、事業の進捗状況のところはまだ実績がないものですから、上の2つのボツの中には入っていません。最後の「今後は」というところで、「調整水槽と末端用水路等の整備を進めることとする」ということで、これから末端用水路ですということを書かせてもらったつもりですが、ちょっと言葉足らずというイメージでしょうか。

川口委員： 多分、事業全体とか文言の調整とか、そういうのに対する私の理解が浅いから理解できなかったのかもしれない。

整備部長： 工夫します。

藤原委員： 今の質問と繋がりますけれども、こういう解釈をしていいのかということを確認したいんですけども、この関連事業による末端用水施設というのは、対象地域、今日見たような集落とかそういうところの合意というか、やりたいという希望を反映させて動いていくもので、計画としては21箇所ぐらいを計画し、その中で調整水槽を造ったということは末端用水路もセットと考えていいのですか？

事業所： 末端用水路は調整水槽の下流に造る施設でございます。

まず、説明資料の6ページに書いておりますが、こちらのページの2つの図のうち、上の段の方が地域用水機能ありの例を描いたものですが、調整水槽がありまして、その先に末端用水路があつて、さらにその先に個々のほ場が繋がっているという形になっています。

この地域用水機能を持つ末端用水路を国営事業で整備するかどうかにつきましては、計画変更するときに皆さんに聞きまして、この末端用水路については地域用水機能が認められるということで、国営で整備しましょうと決めております。したがって、この先の整備については、事業計画に新しく位置付けられたものは地域の皆さんと話し合いながら進められるんですけども、入っていない末端用水路になりますと、その所を地域が望むからできるかという、そこは計画に位置付けが必要だということです。

藤原委員： 今日の富里のポンプのところなども、全部でポンプを3機入れたいけれども、まだ小さいのだけを付けている。それは末端用水施設がもっと広がれば、ポンプももっと大きいのを入れるということですか。

事業所： 富里の機場は、幹線用水路がやっと通水できる段階では、直ちに計画のフルの整備を必要としません。早々と設置しますと、稼働するまでの間は単に耐用年数が過ぎていくだけで、効果は付いてきません。ですから、事業が完了するまでにはこれは設置するんですが、そこは慌てて設置する必要は無いということです。また、計画で位置付けられている末端用水路がありますので、そこに順次、国営で整備に入っていくわけです。特に急いでくれという地域から優先的にやっていき、関連事業の実施状況にも影響されますが、最終的には国営事業で位置付けられたものは全部整備する予定です。

藤原委員： 幹線は全部行っていますと。あと整備するのは、地域用水機能がある末端用水路ということですね。

事業所： 国営で行うところは地域用水型としてやりますが、関連事業で行うところは地域用水ではなくて、畑地かんがいを目的に整備するという位置づけであります。

藤原委員： 集落の要望とかがきちっと固まって合意したところからパイプラインを入れていくという話なのですね。その地域と相談しながら広げていくということですね。

事業所： そうです。そのときの事業主体は国ではなくて地元となりますので、県などが補助事業などで行うわけです。

藤原委員： 5年前も何か似たような状況だったような気がするのですが、進んでないとは言わないけれども、ここまで水が引かれて、地域の要望が固まっていないことがどうなるのかな、という気がします。

土地改良管理課長： 事業の仕組みから、今やっているのは国が国営でやって、いわゆる末端の部分までやっている部分も今回の事業はあるんですね。ところが、上からちゃんと通して、国はここまでやりますよというところから、さらに今度は地域用水という形でやる分もあります。ただ、それ以外で、国が手を付けないところは、水が来てから、新たに国以外の、県とか、土地改良区さんもあるんでしょうけれども、こういった方達が今度また新たに事業として手続きを起こして、そして水が来た進度に合わせて関連事業として、今国営がやっているもの以外で進めていくという形です。そのとき、また新たに関連事業をやる場合もまたいわゆる手続とか合意形成が要りますので、そういう形でやるというのがここでの関連事業の意味合いですね。

藤原委員： 一応、幹線だけは済ませてあるんだけど、待っているという状況ですか。

斉藤委員： 水を使う側の人にしてみれば、5年経っても来ないからゆっくりしているようだけれども、本当は順番にどんどんやっていて、これからの5年は多分早いですね、使う側の方から言うと。

水利整備課長： 今、まさに委員がおっしゃったとおりだと思います。まず、5年前と比べまして、幹線用水路は全部終わって、あと調整水槽をやって、その先は関連事業をやる、若しくは国営で末端用水路をやるということで、すぐ水が使える状態になっているわけですね。少なくともこれまでとは状況が違うと思います。

水利整備課長： すぐに水が使える状況になっているということですね。

事業所： もう一つは、先の再評価のときには、計画変更がまだ固まっていませんでした。地域用水機能のある末端用水路を取り込んだ形での計画変更ですね。

佐藤委員長： 関連事業の進捗状況はあって、関連事業については全体で21地区は位置付けられていると書いてありますけれども、「他の地区」と言われても分からないと思うんですね。関連事業とは何なのか。例えば、今、推測するに、「末端水路の整備」、つまり末端まで水を届けるという事業が21地区想定されているわけですね。そういうことを書かないと。

斉藤委員： この21地区というのは、調整水槽21と同じことになりますか。片や、調整水槽の下流はこの21地区の関連事業はもうあるから、バトンタッチできますよという意味ですね。

佐藤委員長： だからそれを書かないと。

藤原委員： 例えば、この図から21地区はどの辺になるのかというのは分かりますか。

事業所： そこは描いていませんが、受益地全体で現在書いていないものとしては、全てを畑地帯総合整備事業で行う予定になっています。県としましては、今受益地内でやっているのは富里を中心とした北総中央地区というところなんですけれども、これから順次、各市で関連事業に入っていく、そういう計画になっています。

佐藤委員長： 普通なら、関連事業の進捗状況を書く必要があるんじゃないかと思うんですけれども、2つが終わった、実施中であるというのはいいんですけれども、その他の地区についてはどういう状況にあるのかというようなことは、むしろ関連事業の進捗状況になるんじゃないかと思います。

それで、進捗状況といいながら、その項目の後半は、これからどういうふうにしていくかというのが一々書いてありますが、それはむしろ後ろの方の今後の評価項目のまとめとか、どこか別のところに書くべきことなんじゃないでしょうか。

まず第一に、「全体で21地区の関連事業」というのは、末端水路の整備にかかわる関連事業なのか、関連事業というのはこれしかないのかを示すべきだと思います。これは21の畑総ということですか。畑総の事業というのだけが関連事業なんですか。そのほかには、関連事業はないんですか。

事業所： はい、21地区だけが関連事業に位置づけられております。

佐藤委員長： 全てですね。すると、関連事業については末端水路の整備に関わる21地区が位置付けられているわけですね。素人には、ただ21地区と書いてあっても、何の地区だか分からないんですね。

斉藤委員： この段階に来て全体で21地区の畑地総合整備事業が位置付けられているとすれば、関連事業が実際にあって、調整水槽をどんどん整備していけば、あとは関連事業にバトンタッチできるのだなというふうにわかります。

佐藤委員長： ここは何かそんな感じで、普通の人を読んでもわかるように表現していただけますか。

事業所： 分かりました。

佐藤委員長： 例えば、その中に土地改良総合整備事業が一部実施中であるというから、畑総でない事業もあるのでしょいか。

事業所： ほ場整備が1つ、土地総が1つ、19の畑総があつて、全部で21です。

佐藤委員長： それに共通することは、末端用水路の整備、つまり末端まで水を届けるということに関わる関連事業であるということですね。そういう表現にして、事業制度については、畑総19、ほ場整備が1つ、土地総が1つと、そのことははっきりと分かるように書いていただくように。

斉藤委員： それに関わることで1点と、それから意見。

2ページ目のところの上から2つ目の「事業計画の重要な部分の変更の有無」について、これは文言の言い方だけだろうと思うのですけれども、「平成18年6月に確定したばかり」でありというのは、全体を見てお役所文章で格調が高い文章に話し言葉みたいに入ってしまったので、どうしたのかなと思ってしまいます。例えば「確定した経緯から」のとして、この「ばかり」は外してもらったほうがいいのかと思います。

それから、先ほどの川口委員の意見を聞いていたときに思ったのですけれども、環境配慮のところで、これはどこも実施内容をいろいろ書かれていますけれども、本地区ではチョゲンボウとアオコしか書いていなくて、何かもっとあるのではないかなと実際には思っていると考えていたのですが。これは今ここでということではなく、計画変更が行われて、これから事業の効果がだんだん出てきますから、経緯的には再評価をもう一回やる時か、もう事後評価の段階になっているのかはともかくとして、もう5年後を考えたときに、環境配慮について思ったことです。

今日現地調査で何か砂ぼこりがすごく多いとお聞きしました。あれでは土砂（畑の土）流出になってしまいますが、例えば各地で行われている資源保全の例では畑の周りに少し植物を植えて、土砂が流れないような活動をやっていますよね。これをこの地区に当てはめると末端用水路に水が入るということは、割と頻繁に水を掛けられるということで、土が乾燥している時間が短いことになります。そういうことで、今はデータがないと思うのですが、もし今後事業所で、これはアンケートでも何でもいいと思いますが、水手当ての業務効果が発現してから砂ぼこりが出なくなったとか、畑の土が流れなくなったというデータを、今からちょっと計画してとっておかれると、次の5年後の第三者委員会のときには地域の環境に関するそういう効果もあったと報告できるかもしれません。

川口委員の防火用水の件も、事業所としては注意して、例えば使用実績、実際に火事になったときに使われて効果があつたか、積極的にデータをとっておかれると、5年後に「防火用水の効果があつた、防火用水が無かつたときには、これだけ燃えてしまっているところだった」ということで、費用対効果が高くなりますし、それから景観についても見た目に茶色い畑が砂ぼこり防止でちょっと木が植えられたり、あぜに緑があると、全体の景観が良くなったとか、そういう砂ぼこりが減つたとかという情報もなるべく誠実にとられたらいいのではないかなと思います。

佐藤委員長： これにつきましては、また別のところでも検討しているようですので、あとで。今日はもう大分時間が経っておりますので、もし特に何か付加えることがありましたら、今日はちょっと時間が短かつたので、後で事務局の方にお知らせするということで処理させていただきまして、予定の時間を大分過ぎてしまいましたので以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたします。

それでは議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

事務局： 佐藤委員長、ありがとうございました。次回の第2回第三者委員会は、5月27日に「両総地区」の現地調査を予定しております。

第3回第三者委員会は7月7日、第4回第三者委員会は7月31日に埼玉県さいたま市にある、関東農政局において開催を予定しております。

詳細については追ってご案内申し上げます。

本日はお忙しい中、遠方からわざわざご出席いただき、また活発な議論を頂きまして、誠にありがとうございました。

これをもちまして、第1回第三者委員会を閉会させていただきます。